

第3弾 (R3年1月12日～R3年2月7日分)

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (第3弾)

【申請受付要項】

【受付期間】

令和3年1月27日(水曜日)から令和3年2月22日(月曜日)まで

【受付方法】

1 申請書類の提出 別表1-1

申請書類の提出は、郵送のみ受付しています。提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。(持参による申請は受付していません。)

※令和3年2月22日(月曜日)の当日消印有効です。期限を過ぎた申請は、受付できませんので十分ご注意ください。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※「協力金(第3弾) 申請書在中」と朱書きしてください。

※オンラインによる申請受付は行っていません。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。(料金不足の場合は受付できません。)

<宛先>

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県庁 新型コロナウイルス協力金(第3弾)受付係 宛

2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・岐阜県庁のウェブサイトからダウンロード

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/122433.html>)

- ・県事務所の振興防災課(総合庁舎内)
- ・市町村役場の所定の窓口 別表2

【お問合せ先】

○岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3弾)の相談窓口

(コールセンター)

電話番号：058-272-8192

受付時間：9時00分～17時00分

第3弾 (R3年1月12日～R3年2月7日分)

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (第3弾) 申請受付要項

令和3年1月27日

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定され営業時間短縮が強化されることに伴い、要請期間及び対象が1月16日から変更されました。

新型コロナウイルス感染症の第3波が続く中、県では新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、酒類の提供を行う飲食店を対象として営業時間の短縮等要請を行っていたところですが、令和3年1月14日に本県が「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定されたことから、下記のとおり要請を飲食店全般に拡大しました。

対象店舗の皆様におかれましては、感染防止策を徹底のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

■要請対象

<変更前>

【要請期間】令和3年1月12日(火)～令和3年2月7日(日)

【要請対象】酒類を提供する飲食店

(酒類の提供を行う、カラオケボックス、ライブハウス等を含む。)

※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗のうち、酒類を提供している店舗

※テイクアウトやデリバリー、イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー等は対象外

【協力金】上記の全期間、営業時間の短縮にご協力いただいた店舗に対し、1店舗あたり108万円を支給

<変更後>

(1) 【要請期間】令和3年1月12日(火)～令和3年1月15日(金)

【要請対象】酒類を提供する飲食店(上記変更前と同様)

【協力金】1月16日(土)以降を含めた全期間(1/12～2/7)、営業時間の短縮にご協力をいただいた店舗に対し、1店舗あたり154万円を支給

(2) **緊急事態措置(対象を飲食店全般に拡大)**

【要請期間】令和3年1月16日(土)～令和3年2月7日(日)

【要請対象】①飲食店：飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店(宅配、テイクアウトサービスを除く)

②遊興施設等：バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗(ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。)

【協力金】1月16日(土)～2月7日(日)の全期間、営業時間の短縮を実施した店舗に対し、1店舗あたり138万円を支給

◎具体的な申請要件等は次ページ以降をご覧ください。

協力金（第3弾）の申請について

要請に応じて対象期間中の全ての期間、営業時間の短縮に全面的にご協力いただける事業者に対して新たに協力金を支給します。（時間短縮による補償金として支給するものではありません。）

本協力金の申請にあたっては、各区分に従い、対象店舗が次の（ア）（イ）のいずれか及び（ウ）の申請要件全てに該当する必要がありますので、十分ご注意ください。

- （ア）. 令和3年1月12日（火）から要請にご協力いただいた店舗の申請要件
- （イ）. 令和3年1月16日（土）から要請にご協力いただいた店舗の申請要件
- （ウ）. 上記（ア）・（イ）いずれの店舗にも共通の申請要件

協力金（第3弾）申請要件

（ア）. 令和3年1月12日（火）から要請にご協力いただいた店舗の申請要件

【対象期間】 令和3年1月12日（火）～令和3年2月7日（日）
【対象業種】 岐阜県内に所在する食品衛生法の「飲食店営業許可」を受けて営業している店舗のうち、酒類を提供する飲食店

○岐阜県内に所在する店舗が酒類の提供を行う飲食店（酒類の提供を行う、カラオケ店やライブハウス等を含む）であること。

※食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗のうち酒類の提供を行う店舗であること。また、その他業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していること。

※営業時間短縮要請前から継続して20：00から5：00までの時間帯に営業を行っている酒類の提供を行う飲食店（酒類の提供を行うカラオケ店やライブハウス等を含む）であること。

※コンビニ等のイートインスペース、テイクアウト、デリバリー、キッチンカー、露店営業、自動販売機等により飲食提供をする店舗等については引き続き対象外となります。

○令和3年1月12日（火）0：00から令和3年2月7日（日）24：00までにおいて、営業時間の短縮要請（酒類の提供は11：00から19：00まで）に全面的にご協力いただいた事業者であること。

※全面的とは上記対象期間の全てにおいて、岐阜県内所在店舗の営業時間の短縮にご協力いただくことをいいます。なお、対象事業者が対象期間内において終日対象店舗を休業した場合も対象となります。

※営業時間の短縮要請とは、「20：00から5：00までの休業を要請すること」を言います。ただし、令和3年2月7日（日）は24：00までの要請になります。

※岐阜県の営業時間短縮要請期間より前に開業しており、継続的に営業している実態が明らかに確認できる事業者であること。

※法人と個人を問わず、複数の者が重複して同じ店舗の申請をすることはできません。

(イ). 令和3年1月16日(土)から要請にご協力いただいた店舗の申請要件

【対象期間】 令和3年1月16日(土)～令和3年2月7日(日)

【対象業種】 ①岐阜県内に所在する「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けて営業している飲食店

②遊興施設等のうち、食品衛生法の「飲食店営業許可」を受けて営業している店舗

○岐阜県内に所在する飲食店、遊興施設等であること。

- ・飲食店：飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配、テイクアウトサービスは除く。）
- ・遊興施設等：バー、カラオケボックス等の店舗（ネットカフェ、まんが喫茶等宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。）

※業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していること。

※営業時間短縮要請前から継続して20：00から5：00までの時間帯に営業を行っている飲食店、遊興施設等であること。

※コンビニ等のイートインスペース、テイクアウト、デリバリー、キッチンカー、露店営業、自動販売機等により飲食提供をする店舗等については引き続き対象外となります。

○令和3年1月16日(土)20：00から令和3年2月7日(日)24：00までにおいて、営業時間の短縮要請（酒類の提供は11：00から19：00まで）に全面的にご協力いただいた事業者であること。

※全面的とは上記対象期間の全てにおいて、岐阜県内所在店舗の営業時間の短縮にご協力いただくことをいいます。なお、対象事業者が対象期間内において終日対象店舗を休業した場合も対象となります。

※営業時間の短縮要請とは、「20：00から～5：00までの休業を要請すること」を言います。ただし、令和3年2月7日(日)は24：00までの要請になります。

※営業時間短縮要請期間より前に開業しており、継続的に営業している実態が明らかに確認できる事業者であること。

※法人と個人を問わず、複数の者が重複して同じ店舗の申請をすることはできません。

(ウ). (ア)(イ) いずれの店舗にも共通の申請要件

○岐阜県内に所在する店舗の営業時間・営業内容等運営について決定権限を有する者であること。

○接待を伴う飲食店、カラオケ店、及びライブハウスについては、感染防止対策マニュアルを作成し、その確認を受けていること。

○岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第1弾）及び岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）の申請において、虚偽・不正申請等が無いこと。

○暴力団、暴力団等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団等となっている法人でないこと、また、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

○令和3年1月11日から交付決定の日までの間に新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した店舗のうち、当該店舗において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したと知事が認めるものを運営する個人又は法人等でないこと。

協力金（第3弾）支給額

■支給額

1. 令和3年1月12日（火）からの時短要請にご協力いただいた店舗

【対象期間】令和3年1月12日（火）0:00 から令和3年2月7日（日）24:00 まで

【対象業種】岐阜県内に所在する店舗が酒類を提供する飲食店等

【金額】1店舗あたり154万円

※内訳：1月12日～15日（4日間）×4万円＝16万円

1月16日～2月7日（23日間）×6万円＝138万円

2. 令和3年1月16日（土）からの時短要請にご協力いただいた店舗

【対象期間】令和3年1月16日（土）20:00 から令和3年2月7日（日）24:00 まで

【対象業種】岐阜県内に所在する飲食店、遊興施設等

【金額】1店舗あたり138万円

※内訳：1月16日～2月7日（23日間）×6万円＝138万円

申請手続

■申請受付期間

令和3年1月27日（水曜日）～令和3年2月22日（月曜日）

※令和3年2月22日（月曜日）の消印有効です。期限を過ぎた申請は受付できませんので、十分ご注意ください。

■申請方法

申請書類の提出は、郵送でのみ受付しています。

提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、持参による申請は受付していません。

<宛先>

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県庁 新型コロナウイルス協力金（第3弾）受付係 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※「協力金（第3弾）申請書在中」と朱書きしてください。

※オンラインによる申請受けは行っておりません。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。料金不足の場合は返送します。

■申請に必要な書類

別表1-1に示す書類で該当するもの全てを添付し申請してください。なお、提出書類はA4サイズに統一してください。

※様式1～4は、インク又はボールペンで記載してください。(修正液、修正テープ等での訂正は不可。消せるボールペンは使用不可。)

※別表1-2についてもチェックを記入のうえ、別表1-2(チェック表)も一緒に提出してください。

※店舗ごとに申請・添付書類は異なりますので、ご注意ください。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

■申請書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・岐阜県庁のウェブサイトからダウンロード
- ・県事務所の振興防災課(総合庁舎内)
- ・市町村役場の所定の窓口(別表2)

■その他注意事項

- ・複数店舗を運営される事業者の方については、複数店舗分まとめて1つの申請としてください。
- ・1月12日からの要請店舗と1月16日からの要請店舗とのいずれの店舗も運営している場合でも、まとめて1つの申請としてください。

協力金の支給について

■協力金の支給

要請期間終了後、申請書の審査が終了したのから順次支給します。

■支給決定に係る通知等

申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、協力金のお支払いをもって通知に代えさせていただきます。(別途通知はしません。)

申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給決定通知を発送いたします。

■支給決定の取り消し

本協力金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本協力金の支給決定を取り消します。既に支給済みの場合、申請者は、協力金を返還のうえ、協力金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金(協力金の額に年率10.95%の割合で計算した額)を併せて納付していただきます。

■現地確認について

申請いただいた店舗が申請要件に該当しているか確認するため現地確認をさせていただく場合があります。

現地確認にご協力いただけない場合や、現地確認の結果、不正が確認されたり申請要件への該当性が判断できない場合等は不支給とさせていただきます。

その他

■問い合わせ先

本協力金の申請等に関する質問は、以下の相談窓口にお問い合わせください。

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3弾）相談窓口（コールセンター）

電話番号：058-272-8192

受付時間：9:00～17:00

■営業時間短縮の中止について

申請後、各対象期間の内にやむを得ず対象店舗の営業時間短縮を中止する場合は、必ず上記相談窓口にご連絡ください。

■不正等について

申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、協力金の支給を受けた事業者名、対象店舗などの情報を公表することがあります。

申請書類について

※これらの書類は、A4サイズに統一してください。

また、すべての書類のコピーを取り、申請者控えとして保管してください。

1 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3弾） 支給申請書（様式1）

※複数店舗を運営される事業者の方については、複数店舗分まとめて申請してください。交付申請額は合計金額まで記入して下さい。※金額等記載間違いがある場合は事務局で修正させていただきます。申請日は必ず記入して下さい。

※振込先口座は必ず申請者名義の口座を指定してください。法人の場合は当該法人の口座に限ります。個人事業者の場合は当該申請者本人の口座に限ります。

※2ページ目下段には、金融機関名、口座名義人、口座番号、支店名が分かるように通帳の写し（表紙をめくった見開きページ全体等）を貼付してください。

なお、第1・2弾協力金の申請された方もお手数ですが添付をお願いします。

※別表1-2の各欄の該当する項目全てにチェックが入ったことを確認し、別表1-2も同封のうえ提出してください。

2 誓約書（様式4）

※日付は必ず記入して下さい。

※誓約書の最下部にある日付、所在地（個人事業主は自宅住所）、申請事業者名、代表者役職・氏名欄は、必ず自署をお願いします。法人においてゴム印を使用する場合は、登録された法人代表者印も必ず押印してください。

3 営業活動を行っていることがわかる書類（次のいずれも必要）

①直近の確定申告書（第一表、第二表）の写し

（法人の場合は法人税申告書別表一（各事業年度の所得に係る申告書）の写し）

②直近の経理帳簿（現金出納簿等）（3か月程度）

※確定申告書は、税務署に提出した直近の確定申告書を提出してください。なお、税務署の受付印または税理士等の証明印があるものを提出してください。

※電子申告（e-Tax）で提出した場合は、受信通知の写し（電子申告申請等完了報告書）と申告書（第一表・第二表）の写しの2点を提出してください。

※新規開業のため決算期末到来で確定申告書の作成が無い場合は、個人においては開業届の写し、法人においては法人設立届の写しを提出してください。（いずれも税務署に提出したもの）

※確定申告書の写しを提出いただく際は、マイナンバー記載欄を見えないように黒塗りにしてください。

4 本人確認書類（個人の場合のみ提出）（いずれか一つ）

・運転免許証の写し（申請者の住所と一致していること）

・健康保険証の写し（申請者の住所と一致していること）

・マイナンバーカードの表面のみ 等

※必ず申請者のものを提出してください。

※個人番号が記載されたものは、個人番号部分は消して提出してください。

※A4用紙にコピーして、そのまま提出してください。

<p>5 営業時間短縮等を実施した店舗（様式2）</p> <p>※様式2は、1店舗につき1枚作成してください。複数の店舗を申請する場合は、必要に応じてこの様式をコピーして作成してください。</p> <p>※時間短縮の前後の営業期間と時間については、漏れなく記入して下さい。</p> <p>※時間短縮等の状況を記載の後、様式3（2枚目）に実施状況を証する写真等を貼付し、<u>店舗ごと</u>に作成してください。</p> <p>※様式3との整合性を確認してください。</p>
<p>6 申請する店舗ごとの直近1週間程度の外景・内景の写真（様式3の1枚目）</p> <p>※外景写真は、店舗名や屋号等が分かる写真としてください。</p> <p>※内景写真は、店舗内（客席まで）全体が分かる写真としてください。</p> <p>※この様式は、店舗ごとに作成してください。なお必要に応じて様式をコピーして作成してください。</p>
<p>7 営業時間短縮、休業等の状況がわかるもの（様式3の2枚目）</p> <p>※通常営業時間及び店頭にて時間短縮等のお知らせを告知した写真等を添付してください。</p> <p>※営業時間短縮前の写真は、通常営業時間が分かる写真等としてください。（店頭看板、WEBサイト写し等）</p> <p>※営業時間短縮後の写真は、時間短縮を告知したことが分かる写真としてください。（WEBサイト写し、営業時間短縮をお知らせするチラシ等）</p> <p>※この様式は、店舗ごとに作成してください。なお必要に応じて様式をコピーして作成してください。</p> <p>※様式2の営業期間や時間との整合性を確認してください。</p>
<p>8 関連書類（酒類の提供を行う飲食店のみ。）</p> <p>（1）酒類の提供を11：00から19：00までとしたことを証明するもの（店内告知写真等）（様式3の3枚目）</p> <p>※酒類の提供時間告知写真について、来店客に分かるように掲示していることが明瞭に分かるよう、その部分を含めて全体を撮影のうえ提出してください。</p> <p>（2）酒類を提供していることがわかる書類（1/12から営業時間の短縮等にご協力いただいた酒類の提供を行う飲食店等の場合、次のいずれも必要）</p> <p>①申請時点で使用しているメニュー表等の写し</p> <p>②直近の仕入伝票等の写し（3か月程度）</p> <p>※メニュー表は、酒類を提供していることが明瞭に分かるよう、その部分を含めて全体を撮影又はコピーのうえ提出してください。</p> <p>※仕入伝票等は、酒類を継続的に仕入れていることが分かるように、品目まで分かる該当部分をコピーのうえ提出してください。</p>
<p>9 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類</p> <p>※要請の全期間中に有効な飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書の写し（必須）、その他風俗営業の許可証の写し等営業に必要な許可書があれば、その写しを提出してください。</p>
<p>10 感染防止対策マニュアル（新たに作成する場合のみ）</p> <p>※接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウスに該当する場合のみ提出が必要です。</p> <p>※様式2で、「今回提出します。」にチェックが入った事業者は同封でも、別途郵送いただいても構いません。</p> <p>※既に感染症対策調整課に提出されている場合は提出の必要はありません。</p>

申請必要書類 一覧チェック表

※本チェック表も提出してください。(本表で提出を要しない書類でも、追加で提出をお願いすることがあります。)

< 1. 申請者ごとに必要な書類 >

申請書及び添付書類	第 2 弾 (12/18 ~ 1/11) を申請済みで、第 3 弾を申請する方 (不支給決定者除く)		
	1/12~2/7	1/16~2/7	
3 列のうちいずれか 1 つに <input checked="" type="checkbox"/> チェック →	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	↓ 下記にチェック	↓ 下記にチェック	↓ 下記にチェック
1 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (第 3 弾) 支給申請書 (様式 1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 誓約書 (様式 4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 営業活動を行っていることがわかる書類 ①直近の確定申告書 (第一表、第二表) の写等 ②直近の経理帳簿 (現金出納簿等) (3 か月程度)	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 本人確認書類 (個人の場合のみ提出)	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

< 2. 1 店舗ごとに必要な書類 >

5 営業時間短縮等を実施した店舗 (様式 2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6 申請する店舗ごとの直近 1 週間程度の外景・内景の写真 (様式 3 の 1 枚目)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7 営業時間短縮、休業等の状況がわかるもの (様式 3 の 2 枚目)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8 供を行う飲食店の関係書類 (酒の提供)	酒類の提供を 11:00 から 19:00 までとしたことを証明するもの (店内告知写真等) (様式 3 の 3 枚目) ※全期間休業の場合不要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	酒類を提供していることがわかる書類 ①申請時点で使用しているメニュー表等の写し ②直近の仕入伝票等の写し (3 か月程度) ※1/12~2/7 分を申請する場合は必要	—	※ <input type="checkbox"/>	—
9 営業活動を行っていることがわかる書類 ②直近の経理帳簿 (現金出納簿等) (3 か月程度・店舗毎の場合)	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類 ※要請期間中に更新された場合は、提出が必要	※ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11 感染防止対策マニュアル (今回新たに作成する場合のみ) 注) 接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウスに該当する場合のみ提出が必要です。	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3弾）市町村申請書配布窓口一覧

市町村名	申請書配布窓口	配布窓口開設時間（平日）	土日祝日の対応	市町村名	申請書配布窓口	配布窓口開設時間（平日）	土日祝日の対応			
岐阜市	経済部労政・経営支援課	8:45~17:30	×	飛騨市	商工観光部商工課	8:30~17:15	×			
	北部事務所			本巣市	本庁舎地域調整課	8:30~17:15	×			
	西部事務所				根尾分庁舎総務産業課					
	南部東事務所				糸貫分庁舎産業経済課					
	東部事務所				糸貫分庁舎地域調整課					
	日光事務所				真正分庁舎地域調整課					
	南部西事務所			郡上市	商工観光部商工課	8:30~17:15	×			
柳津地域事務所	大和振興事務所									
経済部商工観光課	白鳥振興事務所									
大垣市	上石津地域事務所	8:30~17:15	×	高鷲振興事務所						
	墨俣地域事務所			美並振興事務所						
	経済部産業観光課			下呂市	觀光商工部商工課	8:30~17:15	×			
多治見市役所本庁舎	萩原振興事務所									
多治見商工会議所	小坂振興事務所									
笠原町商工会	下呂振興事務所									
産業経済部商工課	金山振興事務所									
中津川市	産業経済部商工課	8:30~17:15	○ (日直対応)	馬瀬振興事務所	8:30~17:15	×				
	商工観光部商業振興課	8:30~17:15	×	海津市			産業経済部商工観光課	8:30~17:15	×	
	政策推進部政策推進課			岐南町			住民経済教育部経済環境課	8:30~17:15	×	
	市民福祉部健康医療課			笠松町			企画環境経済部環境経済課	8:30~17:15	○	
	山口総合事務所			養老町			産業建設部企業誘致・商工観光課	8:30~17:15	×	
	坂下総合事務所			垂井町			産業課	8:30~18:15	○ (宿日直対応)	
	川上総合事務所			関ヶ原町			地域振興課	8:30~17:15	×	
	加子母総合事務所			神戸町			総務部総務課	8:30~17:15	○	
	付知総合事務所			輪之内町			産業課	8:30~19:00	×	
	福岡総合事務所			安八町			総務課	8:30~17:15	×	
	蛭川総合事務所			揖斐川町			企画部政策広報課	8:30~17:15	×	
	苗木事務所			大野町			産業建設部観光企業誘致課	8:30~17:15	○ (日直対応)	
	坂本事務所						池田町	建設部産業課	8:30~17:15	×
	落合事務所							北方町	総務課	8:30~17:15
阿木事務所	坂祝町			企画課	8:30~17:15	×				
神坂事務所	富加町	産業環境課	8:30~17:15	×						
美濃市	産業振興部産業課	8:30~17:15	×	川辺町	産業環境課	8:30~17:15	×			
瑞浪市	経済部商工課	8:30~17:15	×	七宗町	企画課	8:30~17:15	×			
	※各コミュニティーでも配布			八百津町	地域振興課商工振興係	8:30~17:15	×			
羽島市	産業振興部商工観光課	8:30~17:15	○ (夜間休日窓口)	白川町	企画課商工観光係	8:30~17:15	○ (日直対応)			
恵那市	商工観光部商工課	8:30~17:15	×	東白川村	地域振興課	8:30~17:15	×			
美濃加茂市	産業振興部産業振興課	8:30~17:15	×	御嵩町	まちづくり課	8:30~17:15	○ (当直室(終日))			
土岐市	地域振興部産業振興課	8:30~17:15	○ (守衛対応)	白川村	観光振興課	8:30~17:15	○ (宿日直対応)			
各務原市	産業活力部商工振興課	8:30~17:15	×							
可児市	観光経済部産業振興課	8:30~17:15	×							
山県市	まちづくり・企業支援課	8:30~17:15	×							
瑞穂市	穂積庁舎企画部市民協働安全課	8:30~17:15	×							
	巢南庁舎商工農政観光課	8:30~17:15	×							

第3弾 (R3年1月12日~R3年2月7日分)

様式1

年 月 日

岐阜県知事 様

協力金(第2弾)申請有無	有 ・ 無
上記「有」の場合、申請済店舗数	店
事務局記入欄	
第2弾番号	

所在地 <small>(法人は本社所在地・個人は主たる店舗所在地)</small>	〒
申請事業者名 <small>押印：個人事業者は自署の場合不要。法人は登録された代表者印</small>	フリガナ
	名 称
	代表者役職
	フリガナ
	(代表者)氏名 印

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3弾）支給申請書

次のとおり岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請者

申請者の種別 <small>(いずれか選択)</small>	<input type="checkbox"/>	法人	法人番号 <small>(13桁)</small>										
	<input type="checkbox"/>	個人事業者	個人事業者の自宅住所(上記所在地と異なる場合)(※1)	〒									
			生年月日 <small>(西暦)</small>	年			月			日生			
担当者名及び日中の連絡先 <small>(※2)</small>	所 属 部 署				フリガナ								
	連 絡 先				氏 名								
			TEL/携帯番号		-		-						

※1) 本人確認書類と同じ住所を記入ください。

※2) 法人及び個人事業主いずれも本申請に関して問合せ対応できる方をご記入ください。

2 協力金交付申請額

該当する申請店舗数・申請金額をご記入ください。

	申請店舗数				申請金額
㊦ 令和3年1月12日(火)0時から令和3年2月7日(日)24時まで営業時間短縮		×	154万円	=	
㊧ 令和3年1月16日(土)20時から令和3年2月7日(日)24時まで営業時間短縮		×	138万円	=	
合計申請店舗数			合計申請額	=	

※以下事務局確認欄のため記載不要

支給対象店舗数	店	交付決定額	万円
---------	---	-------	----

3 振込先（通帳等に記載のとおり正確に記入してください。）

金融機関名	銀行・金庫・組合・農協・漁協						
支店名	本店・支店・出張所・本所・支所 ※ゆうちょ銀行の場合は3桁の店番を記載						
預金種類 (該当に○)	1 普通	2 当座	3 納税準備	4 貯蓄			
口座番号							
(フリガナ) 口座名義人	-----						

※口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。

※必ず申請者名義の口座を指定してください。（申請者が法人の場合は当該法人、個人事業者の場合は当該個人の口座に限ります。）

下記に**通帳の写し**（表紙をめくった見開きページ全体）を貼り付けてください。

通帳の写し貼付欄

本表は、1店舗につき1枚作成してください。
 複数店舗を有する場合は、必要店舗分をコピー
 して作成してください。

第3弾 (R3年1月12日~R3年2月7日分)

様式2

営業時間短縮等を実施した店舗

申請事業者名：

店舗名							
店舗の所在地		〒	—	市	町	番地	号
対象期間 (※1)		<input type="checkbox"/> ㊦令和3年1月12日(火) 0:00 から令和3年2月7日(日) 24:00 まで営業時間短縮 <input type="checkbox"/> ㊧令和3年1月16日(土) 20:00 から令和3年2月7日(日) 24:00 まで営業時間短縮					
酒類の提供 (※2) ※必ずいずれかに ☑チェックを記入		対象期間の全てにおいて、11:00 から 19:00 までの間に酒類提供時間を短縮(休業、営業時間の短縮、終日酒類を提供しない場合を含む) しましたか? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 従前から酒類は提供していません					
営業時間	短縮等前(従前)の 営業時間 (※3)	営業時間 AM・PM 時 分 ~ AM・PM 時 分				時短/休業の別 (※5)	
	短縮等期間中(短縮後) の営業時間 (※4)	月 日 ~ 月 日 営業時間 AM・PM 時 分 ~ AM・PM 時 分				<input type="checkbox"/> 時短 / <input type="checkbox"/> 休業	
		月 日 ~ 月 日 営業時間 AM・PM 時 分 ~ AM・PM 時 分				<input type="checkbox"/> 時短 / <input type="checkbox"/> 休業	
感染防止対策 マニュアル	当該店舗は、接待を伴う飲食店(キャバクラ・ホストクラブ・パブ等)・カラオケ店・ライブハウスの店舗ですか? <input type="checkbox"/> はい (右欄も回答お願いします) <input type="checkbox"/> いいえ			左記「はい」にチェックした店舗についてお聞きします。 その店舗は感染防止対策マニュアルを提出していますか? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 今回提出します			

- ※1 対象店舗等の営業時間短縮期間について、いずれかに☑チェックをつけてください。
- ※2 酒類を提供している飲食店等の場合は、様式3(3枚目)を提出してください。
- ※3 店舗ごとに短縮等前の営業時間帯を記入ください。また、それを証明する資料を添付ください。
- ※4 店舗ごとに短縮等期間中の営業時間帯を記入ください。また、それを証明する資料を添付ください。
- ※5 該当店舗の営業時間短縮または休業の区分のいずれかに☑チェックをつけてください。

第3弾 (R3年1月12日~R3年2月7日分)

様式3 (1枚目)

店舗名

※様式2の店舗名と記載を合わせてください。

注意：この用紙にとれないように資料・写真等をのり付けして添付してください。

貼り切れない場合は必要に応じコピーして作成してください。

複数店舗を有する場合は、店舗ごとそれぞれ作成してください。

1 外景写真（屋号等わかるもの）

2 内景写真（内部全体がわかるように撮影したもの）

しっかりのり付けしてください。

直近1週間程度のものを添付してください。
(A4プリントの場合は、そのまま本紙とともに
ホッチキス止めしてください)

しっかりのり付けしてください。

直近1週間程度のものを添付してください。
(A4プリントの場合は、そのまま本紙とともに
ホッチキス止めしてください)

第3弾 (R3年1月12日~R3年2月7日分)

様式3 (2枚目)

店舗名

※様式2の店舗名と記載を合わせてください。

注意：この用紙にとれない様に写真等をのり付けして添付してください。

貼り切れない場合は必要に応じコピーして作成してください。

複数店舗を有する場合は、店舗ごとそれぞれ作成してください。

3 営業時間短縮前 (通常営業時間がわかる写真等)

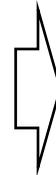
しっかりのり付けしてください。

(A4 プリントの場合は、そのまま本紙とともに
ホッチキス止めしてください)

4 営業時間短縮後 (告知がわかる写真等)

しっかりのり付けしてください。

(A4 プリントの場合は、そのまま本紙とともに
ホッチキス止めしてください)



第3弾 (R3年1月12日~R3年2月7日分)

様式3 (3枚目)

店舗名

※様式2の店舗名と記載を合わせてください。

注意：この用紙にとれない様に写真等をのり付けして添付してください。

貼り切れない場合は必要に応じコピーして作成してください。

複数店舗を有する場合は、店舗ごとそれぞれ作成してください。

5 酒類の提供を11:00から19:00までとしたことを証明するもの (店内告知写真等)

しっかりとりのり付けしてください。

直近1週間程度のものを添付してください。

岐阜県知事 様

誓約書

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3弾)の交付申請にあたり、次のとおり誓約します。

<令和3年2月7日以前に申請される方のみ>

1. 申請書に記載の営業時間の短縮等の取組みを必ず実施します。

なお、様式2に記載した内容と実際の営業時間等が異なる場合は、岐阜県に事前に連絡します。

<令和3年2月8日以降に申請される方>

2. 令和3年1月12日(火)の0時または令和3年1月16日(土)の20時から令和3年2月7日(日)24時までの全ての期間において営業時間の短縮等の取組を実施しました。

<以下、申請されるすべての方>

3. 申請受付要項の内容を確認しており、申請書及び添付資料に記載した情報に偽りはありません。また、業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。

4. 協力金(第3弾)の交付後に申請内容に虚偽等が判明した場合は協力金の返還に応じるとともに、加算金の支払に応じます。

5. 岐阜県から申請内容及び審査に関する調査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。

6. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、岐阜県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。

7. 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、協力金の支給を受けた事業者名、対象店舗等の情報が公表されることに同意します。

8. 申請書類に記載された情報は、行政機関(税務当局、警察署、保健所等)の求めに応じて提供することに同意します。

【署名欄】 署名年月日 年 月 日

所在地(個人事業主の場合は自宅住所)

申請事業者名

代表者役職・氏名

様式1 (表面)・記入例

第3弾 (R3年1月12日~R3年2月7日分)

岐阜県知事 様

①記入日

受付期間内の日付で申請書を作成した日にちを記入してください。

① 年 月 日

③所在地・申請事業者名

所在地は個人事業者の場合は事業所の住所を記入してください。
申請事業者名は、法人の場合は法人名を、個人の場合は個人事業者名を記入してください。
法人は代表者印を押印してください。

②協力金(第2弾)提出状況

協力金(第2弾)(12/18~1/11もしくは12/25~1/11)を申請した場合は、「有」に○をつけ、申請済店舗数を記入してください。第2弾を申請していない場合は「無」に○をつけてください。

④法人番号

法人の場合はチェックの上、13桁の法人番号を必ず記入してください。

⑤個人事業者の自宅住所、生年月日

個人の場合で、上記住所と異なる場合はご自宅の住所を記入してください。
生年月日は西暦で記入して下さい。

⑥担当者及び日中の連絡先

日中連絡が取れる方のお名前と電話番号を記入してください。

1 申請者

申請者の種別 (いずれか選択)	<input type="checkbox"/> 法人	法人番号 (13桁)	
	<input type="checkbox"/> 個人事業者	個人事業者の 自宅住所(上記 所在地と異なる 場合)(※1)	〒
		生年月日 (西暦)	年
担当者名 及び日中 の連絡先 (※2)	所 属 部 署	フリガナ	氏 名
	連絡先	TEL/携帯番号	

※1) 本人確認書類と同じ住所を記入ください。

※2) 法人及び個人事業主いずれも本申請に関して問合せ対応できる方を

2 協力金交付申請額

該当する申請店舗数・申請金額をご記入ください。

	申請店舗数	申請金額
⑦ 令和3年1月12日(火)0時から令和3年2月7日(日)24時まで営業時間短縮	×	154万円 =
⑧ 令和3年1月16日(土)20時から令和3年2月7日(日)24時まで営業時間短縮	×	138万円 =
合計申請店舗数		合計申請額 =

⑦協力金交付申請額

申請期間ごとに対象となる店舗数及び申請金額を記入ください。また、それぞれ合計数字も記入して下さい。

※以下事務局確認欄のため記載不要

支給対象店舗数	店	交付決定額	万円
---------	---	-------	----

様式 1 (裏面)・記入例

⑧

3 振込先 (通帳等に記載のとおり正確に記入してください)

金融機関名		銀行・金庫
支店名		本店・支店 ※ゆうちょ銀行
預金種類 (該当に○)	1 普通	2 当座
口座番号		
(フリガナ) 口座名義人		

⑧振込先
必ず申請者名義の口座を指定してください。

- ・法人の場合は、当該法人の口座に限ります。
- ・預金通帳等表紙裏面のカナ口座名義人を転記してください。
- ・ゆうちょ銀行の場合は3桁の店番を支店名欄に記入してください。

※過去に出した場合でも、審査を迅速にするため改めて記入してください。

※口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。
 ※必ず申請者名義の口座を指定してください。(申請者が法人の場合は当該法人、個人事業者の場合は当該個人の口座に限ります。)

⑨

下記に通帳の写し (表紙をめくった見開きページ全体) を貼り付けてください。

通帳の写し貼付欄

⑨通帳の写し貼り付け欄
必ず通帳等表紙の裏面 (表紙をめくった見開きページ全体) をコピーの上、剥がれないようにのり等で添付してください。
 ※過去に出した場合でも、審査を迅速にするため改めて添付してください。

別表 1-2 (申請必要書類 一覧チェック表)・記入例

申請必要書類 一覧チェック表

※本チェック表も提出してください。(提出を要しない書類でも、疑義等ある場合は提出を)

⑩

⑩申請書類チェック表

第2弾を申請済みの方 (一部添付書類省略)
 第2弾を申請せず、第3弾のみ申請する方
 うち、1/12～時短営業
 1/16～時短営業

では添付書類が異なります。

- ・必ず本申請書と一緒に同封のうえ提出してください。
- ・チェック欄すべてにチェックが入っているか、予め内容物をご確認ください。
- ・申請者ごとに必要な書類と、店舗ごとに必要な書類がありますので、都度ご確認に活用ください。
- ・申請書類に不備がありますと、申請を受け付けられませんので、予めご了承願います。

	第2弾 (12/18～) を申請済み、第3弾を申請する方 (給決定者除く)	第2弾は申請せず、第3弾のみ申請する方	
		1/12～2/7	1/16～2/7
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
記にチェック	↓FBにチェック	↓FBにチェック	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

< 2. 1店舗ごとに必要な書類

5	営業時間短縮等を実施した店舗 (様式2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	申請する店舗ごとの直近1週間程度の外景・内景の写真 (様式3の1枚目)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	営業時間短縮、休業等の状況がわかるもの (様式3の2枚目)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	酒類の提供を11:00から19:00までとしたことを証明するもの (店内告知写真等) (様式3の3枚目) ※全期間休業の場合不要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	酒類を提供していることがわかる書類 ①申請時点で使用しているメニュー表等の写し ②直近の仕入伝票等の写し (3か月程度) ※1/12～2/7分を申請する場合は必要	-	※ <input type="checkbox"/>	-
9	営業活動を行っていることがわかる書類 ②直近の経理帳簿 (現金出納簿等) (3か月程度・店舗毎の場合)	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類 ※要請期間中に更新された場合は、提出が必要	※△	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	感染防止対策マニュアル (今回新たに作成する場合のみ) 注) 接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウスに該当する場合のみ提出が必要です。	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

様式 2 ・ 記入例

本表を複数店舗を有する場合は、必要店舗分をコピーして作成してください。

⑪申請事業者名
様式1に記載した申請者名を記入してください。

⑫店舗名および店舗の所在地
営業時間短縮等を行う店舗の名称とその住所を記入してください。
※本様式は1店舗につき1枚の提出が必要です。

⑬対象期間、酒類の提供
対象店舗の時短対象期間いずれかに☑し、その店舗が酒類を提供している店舗かどうか、いずれかに☑を記入ください。

⑭営業時間
・営業時間短縮等前欄には、通常の営業時間を記入ください。併せてそれを証明する資料(様式3)を提出してください。
・営業時間短縮等期間中欄には、短縮後の営業時間の記入と時短・休業の☑を記入してください。併せてそれを証明する資料(様式3(2枚目))を提出してください。
期間により営業時間等が異なる場合は2段目以降にも記入してください。

⑮感染症防止対策マニュアル
・接待を伴う飲食店・カラオケ店・ライブハウスの場合はいずれかにチェックを入れてください。
・上記店舗の場合は**感染症防止対策マニュアルの提出が支給条件**となっておりますので、提出済みの場合、右欄にチェックを入れてください。入らない場合は、コールセンターまでお問い合わせください。

営業時間短縮等を実施した店舗
⑪ 申請事業者名：
店 舗 名 ⑫
店 舗 の 所 在 地 千 一 市 町 番 地 号
対 象 期 間 (※1) ⑦令和3年1月12日(火)0:00から令和3年2月7日(日)24:00まで
 ⑧令和3年1月16日(土)20:00から令和3年2月7日(日)24:00まで営業
酒 類 の 提 供 (※2) 対象期間の全てにおいて、11:00から19:00までの間に酒類提供時間を短縮(休業、営業時間の短縮、終日酒類を提供しない場合を含む)しましたか?
 はい いいえ 従前から酒類は提供していません

店 舗 名										
店 舗 の 所 在 地	千	一	市	町	番	地 号				
対 象 期 間 (※1)	<input type="checkbox"/> ⑦令和3年1月12日(火)0:00から令和3年2月7日(日)24:00まで <input type="checkbox"/> ⑧令和3年1月16日(土)20:00から令和3年2月7日(日)24:00まで営業									
酒 類 の 提 供 (※2)	対象期間の全てにおいて、11:00から19:00までの間に酒類提供時間を短縮(休業、営業時間の短縮、終日酒類を提供しない場合を含む)しましたか? <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 従前から酒類は提供していません									
⑭ 営業時間	短縮等前(従前)の営業時間(※3)	営業時間	AM・PM	時	分	～	AM・PM	時	分	
	短縮等期間中(短縮後)の営業時間(※4)	営業時間	AM・PM	時	分	～	AM・PM	時	分	<input type="checkbox"/>
		営業時間	AM・PM	時	分	～	AM・PM	時	分	<input type="checkbox"/>
⑮ 感染防止対策マニュアル	当該店舗は、接待を伴う飲食店(キャバクラ・ホストクラブ・パブ等)・カラオケ店・ライブハウスの店舗ですか? <input type="checkbox"/> はい(店舗も回答お願いします) <input type="checkbox"/> いいえ			左記「はい」にチェックした店舗について、その店舗は感染症防止対策マニュアルを提出済みですか? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ						

※1 対象店舗等の営業時間短縮期間について、いずれかに☑チェックをつけてください。
 ※2 酒類を提供している飲食店等の場合は、様式3(3枚目)を提出してください。
 ※3 店舗ごとに短縮等前の営業時間帯を記入ください。また、それを証明する資料を添付ください。
 ※4 店舗ごとに短縮等期間中の営業時間帯を記入ください。また、それを証明する資料を添付ください。
 ※5 該当店舗の営業時間短縮または休業の区分のいずれかに☑チェックをつけてください。

様式3（1枚目）・記入例

第3弾 (23年1月12日~23年2月7日)

様式3 (1枚目)

①6

店舗名

※様式2の店

①6店舗名

様式2で記載した店舗ごと（1店舗につきそれぞれ）に店舗名を記入いただき、下欄に必要な写真を添付してください。

「外景写真」：店舗名及び屋号等が明確に分かるように、できるだけ外観全体を含めて写真を撮ってください。

「内景写真」：店舗内全体が含まれるように写真を撮ってください。

資料を貼付する場合は、とれないようにしっかりとりに付けてください。

注意：この用紙にとれないように資料・写真等をのり付けして添付してください。
貼り切れない場合は必要に応じコピーして作成してください。
複数店舗を有する場合は、店舗ごとそれぞれ作成してください。

1 外景写真（屋号等わかるもの）

2 内景写真（内部全

しっかりとりに付けてください。

直近1週間程度のものを添付してください。
(A4プリントの場合は、そのまま本紙とともに
ホッチキス止めしてください)

しっかりとりに付けてください。

直近1週間程度のものを添付してください。
(A4プリントの場合は、そのまま本紙とともに
ホッチキス止めしてください)

様式3（2枚目）・記入例

⑰

店舗名

第3弾 (R3年1月12日~R3年2月7日分)

様式3 (2枚目)

※様式2の店舗

注意：この用紙にとれない様に写真等をのり付けして添付してください。

貼り切れない場合は必要に応じコピーして作成してください。

複数店舗を有する場合は、店舗ごとそれぞれ作成してください。

3 営業時間短縮前（通常営業時間がわかる写真等）

しっかりのり付けしてください。

(A4プリントの場合は、そのまま本紙とともに
ホッチキス止めしてください)

4 営業時間短縮後（告

しっかりのり付

(A4プリントの場合は、そのまま本紙とともに
ホッチキス止めしてください)

⑰店舗名

様式2及び様式3（1枚目）に記載した店舗ごと（1店舗につきそれぞれ）に店舗名を記入いただき、下欄に必要な資料（明確に分かるもの）を添付してください。

「営業時間短縮前」：店頭看板や入口など、時間短縮前通常の営業時間が分かる資料等を添付してください。

「営業時間短縮後」：時短要請後の営業時間が分かる資料を添付してください。

資料を貼付する場合は、とれないようにしっかりのり付けしてください。

様式3 (3枚目)・記入例

第3弾 (R3年1月12日~R3年2月7日分)

様式3 (3枚目)

⑱

店舗名

注意：この用紙にとれない様に写真等をのり付けして添付してください。
貼り切れない場合は必要に応じコピーして作成してください。
複数店舗を有する場合は、店舗ごとそれぞれ作成してください。

5 酒類の提供を11:00から19:00までとしたことを証明するもの (店内告知)

しっかりのり付けしてください。

直近1週間程度のものを添付してください。

⑱店舗名

様式2及び様式3 (1枚目) で記載した店舗ごと (1店舗につきそれぞれ) に店舗名を記入いただき、酒類の提供を行う飲食店の場合、酒類の提供を11:00~19:00までとしたことを証明する店内告知写真等 (明確に分かるもの) を添付してください。

資料を貼付する場合は、とれないようにしっかりのり付けしてください。

様式4・記入例

第3弾 (R3年1月12日~R3年2月7日分)

様式4

岐阜県知事 様

誓約書

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3弾)の交付申請にあたり、次のとおり誓約します。

<令和3年2月7日以前に申請される方のみ>

1. 申請書に記載の営業時間の短縮等の取組みを必ず実施します。
なお、様式2に記載した内容と実際の営業時間等が異なる場合は、岐阜県に事前に連絡します。

<令和3年2月8日以降に申請される方>

2. 令和3年1月12日(火)の0時または令和3年1月16日(土)の20時から令和3年2月7日(日)24時までの全ての期間において営業時間の短縮等の取組を実施しました。

<以下、申請されるすべての方>

3. 申請受付要項の内容を確認しており、申請内容は事実と一致するものと認めます。また、業種に係る営業時間等の短縮等について、それを証明するものを添付しています。
4. 協力金(第3弾)の交付後に申請内容に虚偽や不正があった場合は、返還に応じるとともに、加算金の支払に応じます。
5. 岐阜県から申請内容及び審査に関する調査・検査等を受けた場合、これに応じます。
6. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他関係者が、岐阜県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団員、暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、暴力団員及び暴力団の代表者等の経営に事実上参画していません。
7. 申請内容に不正があった場合など必要となる場合には、協力金の支給を受けた事業者名、対象店舗等の情報が公表されることに同意します。
8. 申請書類に記載された情報は、行政機関(税務、警察等)の調査・検査等に応じた提供することに同意します。

⑱署名年月日

受付期間内の日付で、誓約書を作成した日にちを記入してください。

⑳所在地

法人の場合は会社の所在地を、個人事業者の場合は自宅住所を記入してください。

㉑申請事業者名

法人の場合は、法人名を記入してください。個人事業者の場合は記入しないでください。

【署名欄】

⑱

署名年月日 年

⑳

所在地(個人事業者の場合は自宅住所)

㉑

申請事業者名

㉒

代表者役職・氏名

㉒代表者役職・氏名

個人事業者の場合は、個人事業者名を記入して下さい。